平成 23 年 3 月 31 日要綱第 32 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第44条第1項の規定に基づき、一部負担金の免除、減額および徴収猶予(以下「免除等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実収月額 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
 - (2) 生活保護基準 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで に掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測 定した当該世帯主等の需要の額の合計額をいう。

(対象者)

- 第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、次の各号のいずれかに該当し、資産、公的融資等の活用を図ってもなおその生活が著しく困難であると認めるときは、世帯主の申請により、一部負担金の徴収猶予をすることができる。
 - (1) 震災,風水害,火災その他これらに類する災害により死亡し,心身障害者となり,または資産に重大な損害を受けたとき。
 - (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
 - (3) 事業または業務の休廃止、失業等(自発的失業または定年による退職を除く。)により収入が著しく減少したとき。
 - (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。
- 2 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前項各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、入院治療に係る一部負担金を減額または免除することができる。その場合において、収入の減少の認定に当たっては、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者の収入が生活保護基準に 1000 分の 1155 を乗じた額(以下「平成 32 年 10 月改正基準額」という。)以下であり、かつ預貯金が平成 32 年 10 月改正基準額の 3 月分に相当する額以下である世帯を対象とする。

(免除等に関する認定基準)

- 第4条 一部負担金の免除等に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第3条に該当する被保険者については、一部負担金を免除できる。
 - (2) 第3条の減免の対象に該当しない世帯で、その生活困窮が一時的なものであり、被保険者の属する世帯の資力が6月以内に回復し、徴収猶予した一部負担金を納付することが可能と見込まれ、かつ、被保険者の世帯に属する者のうち、労働能力を有する者がすべて就労している(やむを得ない事情があると認める場合を除く。)ときは、保険医療機関等(健康保険法(大正 11 年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関または保険薬局をいう。以下同じ。)に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(免除等の期間)

- 第5条 一部負担金の減額または免除の期間は、申請のあった日の属する月から起算して3月以内とする。
- 2 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月から起算して6月以内とする。 (申請)
- 第6条 免除等の措置を受けようとする世帯主(以下「申請者」という。)は、市長に対し、国民健康保険一部負担金免除等申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1) 生活状況申告書(第2号様式)
 - (2) 給与証明書(第3号様式)
 - (3) 申請理由を明らかにする書類
 - (4) 資産調査に係る同意書(第4号様式)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (審査、決定等)
- 第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除等のうち最も適切な措置を承認 することまたはいずれの措置も承認しないことを決定するものとする。この場合において、必要と 認めるときは、申請者およびその関係者から生活状況等を聴取することができるものとする。
- 2 前項の審査において、事実確認が困難なときまたは申請者が非協力的で事実について確認が得られないときは、その申請を却下することができるものとする。

(決定通知および証明書)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により承認または不承認の決定をしたときは、国民健康保険一部 負担金免除等承認・不承認決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、承認の決定をしたときは、前項の通知に併せて国民健康保険一部負担金免 除等証明書(第6号様式。以下「証明書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 3 免除等の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(変更および取消し)

- **第9条** 市長は、免除等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認めるときまたは当該決定を行う必要がなくなったと認めるときは、その決定を変更し、または取り消すとともに、免除等をした一部負担金の全部または一部を徴収するものとする。
- 2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により免除等を受けた者があるときは、直ちにその免除等の決定を取り消すとともに、免除等をした一部負担金を徴収するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による変更または取消しをしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、証明書を返還させ、必要に応じて変更後の証明書を発行するものとする。 (保険医療機関等への通知)
- 第 10 条 市長は,第 7 条第 1 項の規定により承認または不承認を決定し,または前条第 1 項の規定 により決定を変更し,もしくは取り消したときは,当該保険医療機関等に対し,その旨を通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成 27 年 12 月 28 日要綱第 43 号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成 28 年 4 月 1 日要綱第 24 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成 31 年 4 月 1 日要綱第 23 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日から、第 3 条の規定は、平成 32 年 10 月 1 日から施行する。

- 第1号様式(第6条関係)
- 第2号様式(第6条関係)
- 第3号様式(第6条関係)
- 第4号様式(第6条関係)
- 第5号様式(第8条関係)
- 第6号様式(第8条関係)